

青梅市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 11 月 30 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

人事院勧告および東京都人事委員会勧告を踏まえ、市長、副市長および教育長に支給する期末手当の支給割合を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 青梅市長等の給与に関する条例（昭和 31 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「100 分の 232.5 を」を「100 分の 222.5 を」に改める。

第 2 条 青梅市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「100 分の 232.5」を「100 分の 227.5」に、「100 分の 222.5」を「100 分の 227.5」に改める。

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。